

財形住宅預金

(2022 年 5 月 1 日現在)

1. 商品名	財形住宅預金
2. ご利用いただける方	・当行と財産形成住宅預金の取扱契約を締結した事業所に雇用される勤労者の方で、財産形成住宅預金契約時に満 55 歳未満の方 ・おひとり 1 契約で、1 金融機関に限ります。(一般財形・財形年金との併用は可能です。)
3. 預入期間	積立期間は 5 年以上で年 1 回以上預入れが必要です。
4. 預入方法等 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	事業主が勤労者に支払う給与（賞与を含みます）から天引きして預入します。 100 円以上 1 円単位
5. 払戻方法	自己の居住する住宅取得費用および増改築費用等の支払いに充てる場合に限定されます。払戻しには住宅の登記簿謄本や建設工事請負契約書の写しなど所定の書類が必要となります。 【住宅の取得等の前に払戻す場合】 住宅の取得等の前に、住宅の取得等の頭金に充てるときは、住宅の取得等に要する費用の額、または残高の 90% のうちいずれか低い額を限度として、1 回に限り支払います。 【住宅の取得等の後に払戻す場合】 住宅の取得等の後に、住宅の取得等のための対価に充てるときは、住宅の取得等に要した費用の額を限度として支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税 (5) 金利情報の入手方法	預入れの都度、期日指定定期預金で運用し、預入時の店頭表示金利を期日まで適用します。 個々の期日指定定期預金毎に満期日に一括して支払い、元利合計額を 1 口の定期預金として継続します。 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算（円未満切捨て） ・財産形成年金預金と合算で元金（継続時に元金に組入れた利息を含みます。）合計 550 万円を限度として非課税とすることができます。 ・非課税額を超える場合は、元本全額の利子について 20.315% の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。 店頭またはホームページ上でご確認ください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 中途解約時の取扱い (目的外引出し)	・財形住宅預金は、原則として、住宅の取得・増改築等以外の目的でのお引き出しはできません。 ・住宅の取得、増改築等以外の目的で払戻す場合は、過去 5 年間に支払われた利息及び解約時の利息が課税されるとともに、払出日以後に支払われる利息についても課税されます。
10. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日における普通預金金利により計算します。 ・1 年に 1 回以上の預入れがない場合等、財産形成住宅預金の要件を満たさない事態が発生した場合は、非課税の申告をされていても課税扱いとなります。
11. 預金保険	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。(預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者 1 人あたり 1 金融機関毎に元本 1,000 万円までとその利息が保護されます。)
12. 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話：0570-017109 または 03-5252-3772